

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十号

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還債務の免除に関する条例（昭和四十年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項中「第二十一条第一号」の下に「若しくは第二号」を、「指定した学校」の下に「若しくは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）」を加え、「第二十一条第二号」を「第二十一条第三号」に、「（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院」を「による大学院」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。